

## 「脱原発と、障害の「恐怖の象徴」からの解放　これは、同時にできるはず」

(2011年8月10日に会場で配った発言要旨を、少し手直したものです。米津知子)

私も原発はいらない。放射能汚染が人を傷つけることを、さまざまな方法で伝えることは大事だと思う。動画「みえないばくだん」を作った人たちが、障害者を差別しようと思っていないこともよく分かる。でも、障害をもった子が泣いているラストの画面で、障害ってこんなに「かわいそう」だと思われているの？とショックだった。そして、障害が原発の怖さの象徴となっているようで受け入れ難いと思った。で、どうしてなのか、どうすればいいかを考えた。

障害をもつ子の出生が原発に反対する理由として語られることは、86年のチェルノブイリ原発事故の後にもあった。脳性マヒ者の堤愛子さんが、88年に「ミュータントからの手紙」という文章で、甘蔗珠恵子さんの「まだ、まにあうのなら」に反論した(註1)。原発には反対の立場を表明したうえで、障害を恐怖の象徴に仕立てないで欲しいと書いている。私も共感した。

チェルノブイリ事故の後、周辺で障害児の出生が多いのは事実だが、障害をもつ子を描くことで放射能の怖さを表現できるのは、障害に、不幸、恐怖、無力といった負のイメージがあるからだろう。それがイメージだけでは終わらないことが問題だ。

日本には1948年から96年まで、優生思想にもとづいて不妊手術と人工妊娠中絶を規定する、「優生保護法」という法律があった(註2)。「墮胎罪」とともに、日本の人口政策を担ってきた法律だ。「優生保護法」によって、障害児を産む可能性のある人に、中絶や不妊手術を強制することもできた。月経の介助を省いたり妊娠をさせない目的で行われた、障害女性の子宮を摘出するという違法行為も、この法律があることで黙認された。96年に「優生保護法」は優生思想の条文が削除されて「母体保護法」になったが、「胎児の障害」で中絶ができるように「母体保護法」を変えようという動きがすぐに起きている。また、出生前の胎児や受精卵の障害を診断する技術が開発され、使われている。イメージや気持ちの問題ではなく、障害者を排除する実体がこのようにある。

それは「障害をもつ子を産んではいけない」という圧力になって、子どもをもつかもたないかという女性の選択にも影響を与えてきた。障害をもつ子を安心して産めない社会は、女性の人権も侵害する。障害者と女性、両方にとっての問題だ。

原発や放射能の怖さが「障害児の出生」で繰り返し表現されることで、障害にまつわる負のイメージが拡大し、障害者排除の実体を正当化したり強くしたりするのではないか。それが心配になった。

この問題で障害者と女性、両方に必要なのは、障害があってもなくても、生まれた子が歓迎され、子が育つ上で格差が生じない社会的支援をつくることだ。それが、障害の負のイメージも軽くするだろう。

そもそも、障害の負のイメージは真実だろうか。脱原発運動は「原発は安全」を疑って、神

話だと見抜いた。「障害は不幸」「障害はあってはならない」も、疑ってみよう。いつの時代にも障害児は生まれるし、生まれてからの障害もゼロにはならない。でもそれは、汚染物質やウイルスで傷ついても生き延びる、人間の適応力、生命力ではないだろうか。私はむしろ希望だと思ふ。

脱原発の言説に障害者差別の意図がなくても、原発の怖さを障害児の出生で表現することは、結果として差別を深めるおそれがあることを知って欲しい。また、そうならない方法を考えたい。障害について、実際に障害をもって暮らす人について知らせる情報、障害者が生きやすい状況をどうやってつくるかという情報が、合わせて発信されるといいと思う。実際の障害者は、泣き続けてはいない。障害のない人と、そんなに変わらない人生 人と助けあったり愛し合ったり、ときに落ち込みまた浮上し、働いたり子育てしたり、あるいはシングルだったりする日々を暮らしている。

障害者が生きやすい状況づくりも進んでいる。国連の障害者権利条約を批准するために、障害当事者も参加して国の障害者制度改革が行われている。今年7月29日に改正障害者基本法が成立した。さらに、「障害者総合福祉法」、「障害者差別禁止法」をつくろうとしている。

私は、人を傷つける放射線をまき散らす原発に反対する。とともに、障害をもつ人と障害児を産んだ人を「恐怖の象徴」から解放したいと思う。これは、同時にできるはずだ。

(註1) 堤愛子さんは原発には反対の立場を表明したうえで、『『障害者はかわいそう』『障害児なんて産みたくない』とする考え方や、『障害』を恐怖の象徴に仕立てようとする人々の意識も、『障害』をもつ人々のかけがえのない生命と人生をおびやかすものとしてやはり『反対!!』といいつづけていくつもりだ。』と書いた。

「ミュータントからの手紙」は、88年7月「クリティーク」(青弓社)に掲載された。堤さんのホームページ、<http://www.geocities.jp/aichan822/sakuhinindex.htm>「ミュータントの危惧」から読むことができる。

(註2)・刑法墮胎罪 1988(明治13)年制定。現行法は1907(明治40)～現在 女性の同意の有無に関わらず、人工妊娠中絶を行った人を処罰する法律。医師、助産師、薬剤師など医療従事者はもちろん、薬品販売業者も、これらの資格のない一般の人も、女性が自ら行った場合でも、処罰の対象となる。1950年代後半から件数は激減したが、検挙は今もある。

・優生保護法 1948(昭和23)年～1996(平成8)年 「不良な子孫の出生防止」と「母性の生命健康の保護」を目的とし、刑法墮胎罪が禁じている人工妊娠中絶を行ってもよい条件、優生手術(優生上の理由による不妊手術)を行ってもよい条件を定めた法律。第2次世界大戦に敗れた後、爆発的な人口の増加を抑えるために、墮胎罪は残したまま中絶を合法化するとともに、障害をもつ人の出生を防ぐために制定された。優生思想にもとづく、人口の量と質の管理である。中絶、不妊手術とも、医師の認定と配偶者の同意を必要とする。また、中絶、不妊手術を認める条件は5つずつあったが、そのうち各3つが、疾患の遺伝など明確な優生上の理由だった。障害をもつ人には、本人の同意なしに強制することができた。

1996年、優生思想にもとづく条文を削除して「母体保護法」に改訂された。